

様式44

令和
平成 5 年 5 月 30 日

三重県知事

あて

四日市市栄町9-6
医療法人住所、医療法人塚本医院
医療法人の名称 理事長 塚本久和
理事長 印
電話 059(352)3282

決 算 届

令和
平成 4 年 4 月 1 日から令和
平成 5 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第
1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

〈自令和4年4月1日至令和5年3月31日〉

1. 医療法人の概要

- (1.) 名 称 医療法人塚本医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと (会計年度内に変更があった場合は変更後)

(2.) 事務所の所在地 三重県四日市市栄町9番6号

(3.) 設立認可年月日 昭和32年11月25日

(4.) 設立登記年月日 昭和32年11月30日

2. 事業の概要

(1.) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人塚本医院	四日市市栄町9-6	一般病床 床
			療養病床 床

(2.) 付帯業務 な し

(3.) 収益業務 な し

(4.) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月13日

令和3年度決算の決定及び令和4年度の事業、収支計画の決定

法人名 医療法人塚本医院

所在地 三重県四日市市栄町9-6

財 産 目 録

[令和5年3月31日現在]

1. 資 産 額
2. 負 債 額
3. 純 資 産 額

[内訳]

(単位：千円)

区 分	金 額
A) 流 動 資 産	2 7 0 6 5
B) 固 定 資 産	5 7 7 7 2
C) 資 産 合 計 (A+B)	8 4 8 3 7
D) 負 債 合 計	1 9 1 4 3
E) 純 資 産 (C-D)	6 5 6 9 4

土地及び建物について該当する欄の□を塗りつぶすこと

土地 [☐ 法人所有 ☒ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 [部分的に賃貸]
建物 [☒ 法人所有 ☐ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 [部分的に賃貸]

法人名 医療法人 塚本医院

所在地 三重県四日市市栄町9-6

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

「単位：千円」

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I. 流動資産	27065	I. 流動負債	1428
II. 固定資産	57772	II. 固定負債	17715
1. 有形固定資産	53442	負債合計	19143
2. 無形固定資産	455	純資産の部	
3. その他の資産	3875	科目	金額
		1. 資本金	2000
		2. 資本剰余金	
		3. 利益剰余金	63694
		4. 評価、換算差益等	
		純資産合計	65694
資産合計	84837	負債、純資産合計	84837

法人名 医療法人 塚本医院
所在地 三重県四日市市栄町9-6

損 益 計 算 書

[自令和4年4月1日 ～至令和5年3月31日]

[単位：千円]

科目	金額
I. 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89695
2 事業費用	89661
本来業務事業利益	34
B 付帯業務損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
付帯業務事業利益	
事業利益	34
II. 事業外収益	2759
III. 事業外費用	42
経常利益	2751
IV 特別利益	
V 特別損失	1079
税引前当期純利益	1672
法人税等	
当期純利益	1672

監事監査報告書

医療法人 塚本医院

理事長 塚本久和 殿

私は、医療法人塚本医院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは理事会その他重要な会議に出席するほか理事等からその職務の執行状況を聴取し事業報告を求めました。また事業報告並びに会計帳簿等の調査を行い計算書類すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- ① 事業報告書は、法人及び定款〔寄付行為〕に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- ③ 計算書類は法令及び定款〔寄付行為〕に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 理事の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款〔寄付行為〕に違反する重大な事実はありません。

令和5年5月2日

医療法人 塚本医院

監事 塚本頼子

以上